

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

告 示

農地保有合理化事業規程の変更の承認（八〇二・農林政策課）
 開発行為に関する工事の完了（八〇三・北秋田建設事務所）
 公 告
 土地改良区の役員就任の届出（秋田総合農林事務所）

秋田県告示第八百一号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十一月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

生活保護法による介護機関の指定（八〇一・福祉政策課）
 目 次

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームまつかさ園	有限会社まつかさ園取 締役	山本郡二ツ井町下野家後九十五の十九	痴呆対応型共同生活介 護	平成十四年九月一日
医療法人泉の会 山田内科	医療法人泉の会山田内 科理事長	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四十の二	通所介護	平成十四年十月十五日
医療法人京回生会 京病院	医療法人京回生会理事 長	能代市大町一番八号	介護療養型医療施設	平成十二年四月一日
株式会社仙北タクシー訪問 介護部ホットケア仙北	株式会社仙北タクシー 訪問介護部ホットケア 仙北代表取締役	大曲市福住町二番四十二号	訪問介護	平成十四年九月二日
グループホームあつたか荘	有限会社大曲シルバー 福祉会代表取締役	大曲市角間川町字四上町八十八	痴呆対応型共同生活介 護	平成十四年十月二十三日

秋田県告示第八百一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定によ

り、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
社団法人秋田県農業公社
- 二 承認に係る農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業
- 三 変更内容
二の事業における基準面積及び目標面積の見直し
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十四年十一月十八日

秋田県告示第八百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年五月三十一日付け指令北建 六百十六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鷹巣町綴子字前野三十二番地一
株式会社 燦英 代表取締役 高 智明
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
大館市観音堂百九十二番、百九十三番、百九十四番、百九十五番一、百九十七番、二百二番、二百三番、二百四番一、二百五番一、二百五番二、二百六番、二百七番、二百八番、二百九番

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 就任理事の住所及び氏名
秋田市下新城中野字街道端西六九番地
" 飯島字天ノ袋三十番地の一
南秋田郡天王町天王字羽立百八十三番地
就任監事の住所及び氏名
南秋田郡天王町大崎字上沖中谷地十七番地一
- 中川 金作
保坂 壽英
安田 雄之助
三浦 米春

発行者 秋田県

印刷所

購読料金 一月三千五百円

印刷者

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県知事 寺田典城
秋田県印刷局
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)8766 FAX(863)0005
E-mail:matsubarar@matsubararatsu.co.jp